

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から45年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

申立期間①当時、通学のためにA県に住んでいたが、父が、住民票上の住所地のB県C市において、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと、父から聞いている。

また、申立期間②当時、私は、市民税などの税金と一緒に国民年金保険料を納付書により銀行でまとめて納付していたが、納め忘れもあり、その時には遑って納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付と記録されていないことは納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和50年7月から平成18年3月までの期間のうち、申立期間②を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、申立期間②前後の期間において、国民年金保険料をまとめて納付していることが複数回確認でき、当該納付状況の記録は申立内容と符合する。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和55年4月及び同年5月の国民年金保険料を現年度納付しており、前述の事情を踏まえると、申立期間②の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人に係る特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金に係る新規の資格取得日は昭和50年7月20日と

記されており、この場合、当該期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父は既に亡くなっているため、具体的な事情を確認することができない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して昭和50年10月に払い出されたものとは別に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和49年10月から50年3月まで

私は、昭和48年5月からA県B市の会社に勤務することとなったことから、同年4月に、義兄（長姉の夫）が所有する同市C町のマンションにおいて一人暮らしを始めたので、同市役所において国民年金の住所変更の手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、当時の住民票の住所地を義兄の自宅（B市D町）にしていたことから、義兄の自宅に送付のあった納付書を受け取り、近くのE銀行（現在は、F銀行）G支店などの金融機関において、3か月ごとに納付していた。

申立期間②については、当初、納付済期間とされていたが、平成23年の「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」において、未納期間に訂正されており、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳、申立人に係るH県I市の国民年金被保険者名簿及び被保険者台帳管理簿によると、申立人に係るI市からB市への国民年金の住所変更手続は、昭和48年7月までに行われたことが推認でき、B市において申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人が所持するB市の国民年金納入通知書兼領収書及び国民年金保険料領収証書（以下「領収証書」という。）を見ると、申立期間②直前の昭和

49年7月から同年9月までの期間に係る領収証書には、申立人の当時の住民票の住所地である申立人の義兄の自宅の住所が記載されていることから、当該期間と同様に、申立期間②に係る国民年金保険料納付書も申立人の義兄の自宅に送付されたことがうかがえ、当該領収証書及び申立期間②直後の50年4月から同年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間に係る領収証書に押された領収印の日付から申立期間②前後の保険料を現年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間②の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、「義兄の自宅に送付のあった納付書を用いて国民年金保険料を納付していた。」旨主張しているが、B市は、当該期間を含む昭和49年3月までの国民年金保険料の収納方法について、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式であったとしており、申立人の当該主張とは符合しない。

また、申立人は、「B市に住んでいた時には、自身が納付書を用いて国民年金保険料を納付していたことを記憶しており、私の国民年金手帳を義兄に預けた記憶は無く、義兄は、私の保険料を代わりに納付した覚えは無いと言っている。」旨陳述している上、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ても、申立期間①に係る検認印を確認することはできない。

このほか、申立人から、申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年8月まで

申立期間当時には国民年金保険料を納付できなかったが、平成12年9月に就職したので、同年11月7日にA銀行（現在は、B銀行）の預金口座から出金し、その数日のうちに自宅近くのC銀行D支店で申立期間の保険料を遡って一括して納付した。

領収証書は残していないが、申立期間の国民年金保険料を納付したので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年11月に、C銀行D支店において申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと申し立てしているところ、当該納付時点において、申立期間の保険料のうち、11年4月から12年3月までの期間の保険料は、過年度保険料となることから、申立期間の保険料を全て納付するには、市役所から送付された納付書のほかに、社会保険事務所（当時）が発行する納付書も必要となることから、申立人から、2種類の異なる様式の納付書により保険料を納付した旨の陳述は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市中の金融機関窓口を通じて納付したと陳述しているところ、過年度保険料については、保険料を収納した金融機関は、申立人の住所地を管轄するE社会保険事務所（当時）に当該収納に係る領収済通知書を送付していることから、F年金事務所が保管している領収済通知書のうち、平成12年11月から13年5月までの期間におけるC銀行D支店収納に係る領収済通知書を視認したが、申立人に係る領収済通知書は見当たらなかった。

さらに、申立期間は、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入

力等、国民年金に係る事務処理の電算化が図られている時期であることに加え、平成9年1月に導入された基礎年金番号に基づいて年金記録が管理されていたことから、記録管理の不備が生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人は、平成12年に納付した国民年金保険料について、年末調整及び確定申告を行っていないとしており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から62年3月まで

昭和59年7月の会社退職直後に、母が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと思うが、当時のことをよく覚えていないので、加入直後の未納期間の申立ては行わないが、結婚後の同年12月以降の保険料については、私が、女性の集金人に夫婦二人分を納付していた。

当時の集金人について、その名前を覚えていないが、50歳前後で小柄な人であったと記憶している。その集金人には、昭和61年12月頃に、昭和62年度から国民年金保険料の納付が口座振替に変わると教えられ、62年4月からの口座振替納付に係る手続きを依頼した。

また、申立期間の国民年金保険料額は、夫婦二人分で1万2,000円ぐらいであったと思う。

毎月の領収証書は処分したので今は無いが、一緒に国民年金保険料を納付していた夫の記録は納付済みとなっているのに、私のみが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月5日に払い出されており、申立人に係るA県B市の国民年金被保険者名簿を見ると、処理年月日欄に「61.11.28 処」と記されていることから、申立人に係る国民年金の加入手続きは、同年11月頃に行われたと考えられ、このことと婚姻前の退職直後に加入していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと陳述しているところ、前述の加入手続き時点において、申立期間のうち、昭和59年12

月から61年3月までの保険料は、過年度保険料となることから、現年度保険料を扱う集金人に納付することができない。

さらに、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和61年4月以降の国民年金保険料は、現年度納付が可能であるところ、申立人は、「毎月納付しており、遡及して一括納付したことは無い。」と陳述している上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ても、当該期間の保険料が納付された記録は見当たらない。

加えて、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6853（大阪国民年金事案 699 及び 5462 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 50 年 12 月まで

私は、A 県 B 市 C 区役所の窓口で国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、自宅に来た年配の職員に国民年金保険料を納付していたこと、及び加入当初の保険料が 100 円ほどだったことを覚えている。

国民年金に私の勧めで加入し国民年金保険料の納付記録がある私の元妻が、申立期間当時、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していたことを書面により証言してくれたので、当該書面を提出する。

初回及び 2 回目の申立てにおいて、記録訂正は認められなかったが、私の国民年金の加入に対する意識、申立期間当時の生活状況及び元妻の国民年金保険料を私の収入から納付していた状況などをよく検討してもらえれば、申立期間の保険料を納付していたことは、明らかに不合理ではなく、一応確からしいと認められると思うので、第三者委員会における基本方針の基準に照らし合わせて、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 53 年 1 月であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同払出簿の払出時期からすると、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられること、ii) 申立人は、第 3 回特例納付実施期間中（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）に、申立期間の保険料を一括納付した記憶は無いと陳述していること、iii) 申立人の元妻に係る手帳記号番号の払出時期を見ると、41 年 12 月であることが手帳記号番号払出簿により確認でき、婚姻した 40 年 6 月当時、申立人が既に国民年金に加入していたので自分も加入したとする申立人の元妻の陳述と符合しないこと、iv) 申

立人に係る特殊台帳の納付記録を見ると、申立期間直後の 51 年 1 月から 52 年 9 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、一方、申立人の元妻に係る特殊台帳の納付記録を見ると、51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 7 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人及びその元妻は、常に一緒に保険料を納付していたわけではないと考えられるなどとして、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 10 月 27 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料が出てきたわけではないが、国民年金保険料を納付しているはずであり、13 年以上も未納とされていることは納付できず、申立期間の保険料が納付済みである申立人の元妻が、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたことを証言してくれる上、B 市が長期間にわたる保険料の未納を放置することは考え難いとして、再申立てを行ったが、i) 申立人から申立期間に係る保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、その元妻から申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな陳述は得られなかったこと、ii) 申立期間の保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び払出簿検索システムによる検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 4 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る夫婦二人の国民年金保険料を納付した旨を申立人の元妻が記したとする書面を提出し、申立人の国民年金に対する意識の高さ、申立期間当時の生活状況及び元妻の保険料は申立人の収入により納付されたものであることなどから、申立期間の保険料を納付していたことは明らかであるとして申し立てている。

しかしながら、前述の今回提出された書面に、国民年金保険料の集金を担当していた者が、2 通の通帳に押印していたことを記憶している旨が記載されていることから、今回、改めて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる検索等を行ったところ、これまでの調査のとおり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、再申立てに当たっては、具体的な裏付け等が必要となるところ、当該書面には、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無い。

なお、前回申立て時の調査において、申立人の元妻には当時の事情を直接聴取しているが、当該聴取内容からは申立期間に係る国民年金保険料の納付がうかがえないところ、今回提出された書面には、申立人に係る年金記録確認の申立ての件については、今回の書面をもって今後一切の関わりを断る旨の当該元

妻の意向が記載されていることから、当該書面に記されている事情についての詳細を当該元妻に直接聴取することができない。

また、今回の調査においても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は確認できない上、ほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年1月まで

昭和44年3月に、私が短大を卒業してA県B町（現在は、C市）の実家に帰ったので、父の勧めにより、母が、私の国民年金の加入手続を行い、当該加入以降、47年8月に私が結婚により同県D町（現在は、E市）に転居するまでの間、両親が、私の国民年金保険料をF組織の集金人に納付してくれていた。

私は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与したことはないが、実家の父から「納付している。」と常々聞いていたのに、当該期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月5日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳に記されている発行日が同日であることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと考えられ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、44年2月及び同年3月の国民年金保険料は過年度納付が、同年4月から45年1月までの保険料は現年度納付がそれぞれ可能である。

しかしながら、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、保険料を集金人に毎月、納付していたと陳述しているところ、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の保険料は、現年度保険料のみを取り扱う集金人には過年度納付することができず、申立内容とは符合しない上、同年4月以降の大部分の保険料は、前述の加入手続時点において遡って現年度納付することになるところ、申立人の父からは、遡って保険料をまとめて納付したとする陳述は無い。

また、前述の加入手続時点で現年度納付が可能な昭和44年4月から45年1月までの国民年金保険料について、当時の保険料収納方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式であったことから、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見たところ、i) 昭和44年度は全て空欄であること、ii) 45年度の2月及び3月の各欄には昭和45年4月10日付け検認印が押されていること、iii) 昭和46年度の年度数字「46」が手書きで「45」に訂正されていることなどから、45年度の印紙検認記録は44年度保険料に係る記録と考えられるところ、当該45年度の4月から1月までが空欄であることからすると、昭和44年4月から45年1月までの保険料は現年度納付されていなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間後に転居したE市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る検認記録欄は未納を示す空欄となっており、これは、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の昭和43年度の摘要欄には「2～3月未納」、同じく44年度の摘要欄には「4～1月未納」と記されている記録と一致する。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月、48年10月から49年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和49年10月から50年3月まで
④ 昭和63年4月から平成元年3月まで

昭和46年4月の婚姻を契機に、義父が自宅に来ていたA組織の人を通じて、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①から③までの国民年金保険料は、義父が毎月、A組織の人に納付していた。時期は定かではないが、義父が私の保険料を納付する際、A組織の人が白色の台帳に押印していたことを覚えていることから、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間④の国民年金保険料については、私が友人と一緒にB県C市D支所に出向き、免除申請手続きを行ったが、当該期間前後は申請免除期間となっているのに、当該期間の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において昭和46年6月25日に払い出されていることが確認でき、当該払出時期からみて、申立期間①の国民年金保険料については、過年度納付、申立期間②及び③の保険料については、現年度納付することが可能であるが、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間①から③までの保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の義父は既に死亡しており、申立

人は、「申立期間当時、自宅に来ていたA組織の人は既に亡くなっている。」旨陳述している上、C市は、「昭和46年から50年当時のA組織に係る国民年金保険料の集金業務（過年度保険料の取扱い等）については、現存資料が無いため、不明である。」旨回答していることから、申立人の加入手続及び当時の保険料納付に係る具体的な状況を確認することができない。

また、申立人は、「国民年金に加入後、国民年金保険料は、義父が毎月、A組織の人に納付していた。」と主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和47年10月から48年3月までの期間及び申立期間②直前の同年7月から同年9月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、当時の申立人に係る保険料の納付は、必ずしも定期的に行われていなかった状況がうかがえ、申立人の当該主張とは符合しない。

さらに、申立期間③直後の昭和50年4月から51年3月までの期間は、国民年金保険料の申請免除期間となっており、申立期間③当時、保険料の納付が困難であった可能性が否定できない。

加えて、申立期間④について、申立人は、「申立期間④の国民年金保険料は、友人と一緒にC市D支所に出向き、私が同支所の窓口において免除申請手続を行った。その当時、お金の管理は夫がしており、自営業の売上げがどれぐらいあったかは不明である。また、当該期間当時の収入を確認できる資料等は保管していない。」旨陳述しているところ、C市は、「申立期間当時の所得証明書など税務に関する資料は、保存期限が経過しているため無い。」旨回答しており、申立人及びその夫の当時の収入について確認することができない上、国民年金保険料免除申請書については、日本年金機構法人文書分類基準表によると、保存期間は3年とされており、申立期間④に係る当該申請書を確認することができない。

また、申立人は、「友人と一緒にC市D支所に出向き、申立期間④の国民年金保険料の免除申請を行った。」と主張しているが、当該友人は、「申立人と一緒にC市D支所に出向き、免除申請手続を行った記憶は有るが、免除申請の時期は明確には記憶していない。」と陳述しており、当該期間の免除申請を行ったことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立人が、申立期間④の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は見当たらず、ほかに申立人が当該期間の保険料の納付を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①から③までの国民年金保険料の納付をめぐる事情及び申立期間④の保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間④の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年3月まで

私の年金記録を見ると、昭和54年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、55年4月に同資格を取得するまでの8か月間は国民年金保険料の未納期間とされている。

当時は会社への入退社に伴い転居した時期であるが、具体的な手続など当時の状況については覚えておらず、領収書等の書類も保存していないので、申立期間の国民年金保険料の納付を証明することはできない。しかし、私は、これまでに国民健康保険料、各種公共料金及び公営住宅の家賃等を滞納したことは一度も無いことから、納付書が発行されれば納付しており、当該期間の国民年金保険料についても絶対に納付している。

年金納付記録の消失事案が多数報じられる中、私の納付記録も消失したのではないかと強く疑念を持っており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、次に同資格を取得するまでの8か月間について、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間及びその前後の期間について、「昭和54年8月に会社を退職したことに伴い、住所をA県B市C区からD県E市に移転し、申立期間はE市において一人で暮らしていた。その後、55年4月の就職に伴いF県G市へ住所を移転したが、当時の住民票の異動手続、国民年金の住所変更手続、加入手続及び国民年金保険料の具体的な納付方法等については覚えていない。」と陳述しており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間当時の現年度の国民年金保険料は、原則、被保険者の住所地の市町村が徴収していたことから、申立人の申立期間及びその前後の期間の住所地について調査したところ、申立人は、前述のとおり、B市C区、E市、G市の順で住所を移転したと陳述しているが、申立人が所持する年金手帳によると、国民年金手帳記号番号の払出しを受けたF県H市I区、E市、G市の順に変更しており、H市I区からE市への住所変更日は申立期間の終期に近い昭和55年2月18日、E市からG市へは61年3月7日と記載されている。

一方、社会保険事務所（当時）が管理していた紙台帳である申立人に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）によると、申立人の住所は年金手帳と同様に、H市I区、E市、G市の順に変更されていることが確認でき、住所変更日を見ると、H市I区からE市への変更日は昭和55年2月18日であり、年金手帳の記載と一致しているものの、E市からG市への変更日は同年3月31日（住民票の異動日と同日）となっている。

これらのこと、及び国民年金の被保険者資格の再加入手続は、通常、住民票の異動手続後に行われることから、申立人は、E市において、昭和55年2月18日に住民票の転入手続を行った際、54年8月8日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金の再加入手続を約6か月間遡及して行ったことが考えられるところ、当時の取扱いについて、同市は、「本件の場合、当市では、昭和54年8月から55年3月までの納付書を同年3月に郵送したと推測される。」としているが、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料の具体的な納付方法は覚えておらず、保険料を遡って納付したり、まとめて納付した記憶は無い。」と陳述しており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等は明らかにならなかった。

さらに、前述のとおり、申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳において、申立期間の終期に近い昭和55年2月18日にE市へ変更される前の申立人の住所は、H市I区となっており、申立人が陳述するB市C区への住所変更は見当たらない上、H市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の同市における資格得喪経過は、52年12月12日の資格喪失が最後であり、同日以降に再加入した形跡も見当たらないことから、申立人は、54年8月8日の厚生年金保険被保険者資格の喪失以降、55年2月18日まで国民年金に未加入であり、H市及びB市において当該期間に係る国民年金保険料の納付書を発行することは制度上困難である。

加えて、申立人に係る住民票によると、E市からG市への住所移転は昭和55年3月31日となっており、特殊台帳によると、住所変更の欄に「住民票により確認、昭和55年3月31日変更、55年11月13日（台帳）移管」との記載が確認でき、G市の国民年金被保険者名簿によると、同名簿が作成された日は同年12月31日と記載されているが、年金手帳には当該変更日は61年3月7日と記載されている。

これらのことから、昭和 55 年 3 月 31 日付けの E 市から G 市への国民年金における住所変更は、職権により行われ、G 市が当該住所変更を認識したのは、早くとも同年 11 月頃とみられ、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、G 市において当該期間に係る保険料の納付書を発行することはできなかったと考えられる上、前述の G 市の国民年金被保険者名簿を見ると、取得及び喪失の年月日の欄に 52 年 2 月 18 日に資格取得、同年 12 月 12 日に喪失、54 年 8 月 8 日に取得及び 55 年 4 月 1 日に喪失の記載が確認できるものの、納付記録の欄には、同市以前の住所地において保険料が納付されたことを示す「前住納」のスタンプがあり、納付が確認できるのは、申立期間前の 52 年 2 月から同年 11 月までの期間のみであり、申立期間は未納であることを示す空白となっている。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。